

仕 様 書

1 件名

大気常時監視用浮遊粒子状物質自動測定機賃貸借【長期継続契約】

2 品名と数量

浮遊粒子状物質自動測定機 1 式

(1 式の構成内訳)

(1) 浮遊粒子状物質測定装置 (測定部本体) 1 台

(2) 記録計 (測定データ等を記録するもの。) 1 台

(3) ケース (上記全てを収納できるもの) 1 個

3 規格及び仕様

仕様書 (別紙) のとおり

4 賃貸借契約期間

令和 9 年 3 月 1 日から令和 1 4 年 2 月 2 9 日 (6 0 か月)

5 納入日

機器については、契約締結後速やかに納入し、原則として令和 9 年 2 月 2 6 日までに納入し、測定が行える状態にすること。納入については平日のみとする。

6 機器納入後契約期間までの賃借料

賃貸借契約期間開始日より前に納入された場合は、開始日までを導入期間として賃借料は発生しないものとする。

賃貸借契約期間内の納入については、納入月の月末までは導入期間として賃借料は発生しないものとする。その場合のリース契約期間の変更は行わない。

7 設置場所

東大阪市大気汚染常時監視測定局『環境衛生検査センター局』

(住所) 東大阪市西岩田3丁目3番2号 3F (エレベータ有)

8 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の3に相当する額以上とする。

(1円未満の金額は、1円に切り上げ)

但し、以下に該当する場合は、契約保証金を免除とする。

①東大阪市財務規則第117条第1号の規定により履行保証保険に加入する場合。

②単年度契約金額が500万円未満の場合。

9 既存機器

受注者は納品時に現在上記設置場所に設置してある浮遊粒子状物質自動測定機[株式会社堀場製作所製 APDA-3700] (付帯設備等東大阪市が指示するものを含む) を無償で引き取ること。

10 契約期間満了後

賃貸借契約期間満了後、市がすべての債務を履行した場合は、物件を無償譲渡するものとする。

仕 様 書 (別紙)

1 品名 浮遊粒子状物質自動測定機

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 浮遊粒子状物質測定装置 (測定部本体) | 1 台 |
| (2) 記録計 (測定データ等を記録するもの) | 1 台 |
| (3) ケース (上記全てを収納できるもの) | 1 個 |

2 納品先

東大阪市大気汚染常時監視測定局『環境衛生検査センター局』

(住所) 東大阪市西岩田3丁目3番2号 3F (エレベータ有)

3 納入期限、保証期間及び保険

(1) 納品期限

令和9年2月26日 (金曜日) まで

(2) 保証期間

納入後1年間

(3) 保険

契約期間中は継続して受注者を被保険者として、物件に動産保険を掛け、保険料を負担すること。

4 機能及び性能

(1) 測定部本体

(ア) 「環境大気常時監視マニュアル第6版 (環境省)」に規定する仕様を有すること。

(イ) 測定方法は、ベータ線吸収法とする (JIS B7954 に準拠)。

(ウ) 「環境省環境大気自動測定機のテレメータ取り合いの共通仕様 (改訂版)」に従い、既設のテレメータシステムに接続・出力すること。また、出力についてはデジタル・アナログ両方の通信が可能であること。

(エ) 参考機種及び品番

- ①株式会社堀場製作所製 APDA-3700
- ②紀本電子工業株式会社製 PM-711
- ③東亜ディーケーケー株式会社製 DUB-357C

以上の機種もしくは同等品以上を可能とする。また、後継の新機種がある場合はその機種とする。

(2) 記録計

記録計は次の通りとする。

- ・記録方式：1時間値はアナログ記録及びデジタル記録として出力できること。アナログ印字方式は瞬時値及び1時間ごとの鋸歯状波形を打点すること。デジタル印字方式は、毎正時に1時間値を印字すること。
- ・記録紙：帯状・折りたたみ式であること。
- ・紙送装置：停電時は、停電時間分の自動紙送りをすること。
- ・その他：「調整中」「電源断」等の信号を出力できること。

5 据付・調整等

- (1) 東大阪市の担当者の立ち合いの下、測定機を納品先に搬入し、指定場所への据付・調整を行うこと。その際、測定局にある他の機器の動作を妨げないように設置すること。
- (2) 上記(1)に当たっては、事前に東大阪市と協議し、その了承を得ること。なお、リース開始日までに据付・調整及び測定機とテレメータとの接続及び性能試験を実施し、測定が正常に行える状態にすること。
- (3) ケースは金属製（又は同等の強度があること）で、中に測定部本体、記録計を納めることができ、下部にストッパー付きの樹脂又は強化ゴム製のキャスターがあり、軽く移動させられること。測定部等のメンテナンスが行い易いように、上面又は側面等に開閉式の扉やガイドレール等を設けること。）
- (4) 既存の集合採気分配管に適正に接続すること。
- (5) 据付・調整の完了後は速やかに東大阪市にその旨を文書で報告すること。
- (6) 据付・調整等の経費は全て納品者の負担とする。

6 付属品 納入測定機について以下のものを付属品とする。

- (1) 保証書 1部
- (2) 性能試験報告書 1部
- (3) 性能証明書(※) 1部

※納品される固有製造番号の製品に対して、「4 機能及び性能」の性能を有することを証明するもの。

- (4) 測定器取り扱い説明書等 紙媒体2部
取り扱いマニュアル、保守マニュアルを含む。
- (5) 記録計用取り扱い説明書等 紙媒等2部
取り扱いマニュアル、保守マニュアルを含む。
- (6) 測定機の保守点検に必要な資料 紙媒体2部
- (7) 製造メーカーの定める標準付属品(※) 1式
- (8) 製造メーカーの定める特別付属品(※) 1式
- (9) 本市が特別に定める下記付属品(※) 1式

- ・製造メーカーが取扱説明書で定めている(推奨している)もので、今後3年間で必要な定期交換部品(但し、前(7)、(8)で附属のものは除く。)
- ・当初のメーカー取扱説明書に記載が無くとも、契約後3年間の間に新たに交換する必要がある部品(納品後に判明した場合は無償提供すること。)

※(7)、(8)、(9)の部品のうち保存期間のあるものについては必要の都度納品すること。

7 アフターサービス及び緊急時対応

- (1) 納入された測定機について、「ネット経由でのデータ収集等」の運用段階で親局からの遠隔操作を行うためにソフトウェア等の改造が必要であることが判った場合は、無償で対応すること。
- (2) 納入された測定機について欠陥・トラブル等が判明した場合については、速やかに連絡すると共に、必要な技術情報を提供すること。
- (3) トラブル等について自社で対応できない場合や、緊急時の対応を委託契約している場合には、速やかに委託先に連絡のうえ必要な対処を行うこと。
- (4) 当該測定機の納品までに、東大阪市が保守管理を委託しているメンテナンス会

社に対し、保守管理に必要な技術研修やアドバイスを行うこと。

- (5) 1年間の保証期間中に「環境大気常時監視マニュアル(第6版)」の第3章3.5に記載されている精度が確保できない場合、使用者に責のある場合を除き無償で対応すること。この場合、特別な場合を除いて、市より依頼のあった日から起算して14日間以内に対応すること。

8 支払条件

令和8年度については当該年度分を令和9年4月末日までに、令和9年度から令和12年度においては、4月から9月分を10月末日までに、10月から3月分を、4月末日までに、令和13年度においては、4月から9月分を10月末日までに、10月から2月分を、3月末日までに請求するものとする。

東大阪市は適正な支払請求書を受領後、30日以内に支払うものとする。

9 その他

- (1) 本仕様書で使用する用語は、基本的には、JIS B7954及び関連するJIS規格に規定するものとする。
- (2) 納入する測定機は通常の定期点検及び部品交換(故障修理、オーバーホール含む)で納入後10年間の継続使用に耐えるものであること。
- (3) 納入する測定機には、型式及び製造番号、製造年月を記載した銘板を測定機表面の見易い位置に取り付けること。
- (4) 特に定めのない事項については、別途協議して決めるものとする。